

1. 特別利子補給の対象となる貸付制度

金融機関名	対象貸付制度
日本公庫 (中小企業事業)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
日本公庫 (国民生活事業)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(マル経)(新型コロナウイルス感染症関連) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)(新型コロナウイルス感染症関連)
沖縄公庫 (中小企業資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
沖縄公庫 (生業資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)(新型コロナウイルス感染症関連) ・沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖経)(新型コロナウイルス感染症関連)
沖縄公庫 (生活衛生資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業経営改善資金貸付(衛経)(新型コロナウイルス感染症関連)
商工中金	・新型コロナウイルス感染症特別貸付(危機対応融資)※中小企業向け制度に限る
日本政策投資銀行	・危機対応業務(危機対応融資)

2. 特別利子補給の対象となる貸付の上限額

金融機関名	上限額
日本公庫(中小企業事業)	2億円
(国民生活事業)	4,000万円
沖縄公庫(中小企業資金)	2億円
(生業資金及び生活衛生資金)	4,000万円
商工中金	2億円
日本政策投資銀行	2億円

※商工中金と日本政策投資銀行は合算で2億円となります。